

部活動の地域展開等の進め方に関する
ガイドライン《改訂版》

2026年3月

愛知県・愛知県教育委員会

目 次

はじめに	1
1 本ガイドラインについて	2
(1) 本ガイドラインの目的	
(2) 取組の方針	
(3) 国・都道府県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担	
2 市町村における地域展開等の進め方	4
(1) 方針の決定まで	
ア 地域の実情把握	
イ 運営に係る協議会の設置（運営方針等の決定）	
(2) 情報の発信	
(3) 地域展開を行う場合	
(4) 部活動の地域連携を行う場合	
3 地域展開等を行う際の留意点	6
(1) 部活動の地域展開を行う場合	
① 参加者	
② 運営団体・実施主体	
③ 指導者（ア 指導者の質の保障、イ 適切な指導の実施、 ウ 指導者の量の確保、エ 教師等の兼職兼業）	
④ 活動内容の決定	
⑤ 適切な休養日等の設定	
⑥ 活動場所	
⑦ 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
⑧ 保険の加入	
⑨ 学校との連携	
⑩ 関係団体等・大学・民間企業との連携	
(2) 部活動の地域連携を行う場合	
① 部活動指導員や外部指導者の積極的活用	
② 合同部活動の推進	

- ③ 学校種を越えた合同練習の実施
- ④ 地域のスポーツ・文化芸術団体等との協働・連携

4	地域クラブ活動に関する認定制度	15
	(1) 趣旨	
	(2) 想定される認定の効果	
	(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続き等）	
	(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	
5	研修の実施	17
資料1	地域展開のパターン(例)	21
資料2	教師等の兼職兼業について	24
資料3	部活動の地域展開チェックリスト	31
資料4	地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び 賠償制度・保険の取扱いについて	33
《付録》	部活動の地域展開等に関するQ & A	34

はじめに

- 部活動は、学習指導要領において学校教育の一環として位置づけられており、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係を構築したり、自己肯定感を高めたりするなど、学校における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。
- しかし、近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、少子化が進む中、これまでと同様に運営することは難しく、学校や地域によっては、存続が危ぶまれています。また、教員の働き方改革が求められる中、部活動が長時間勤務の要因の一つとなっていることから、その対応が急務となっています。
- こうした中、2020年12月に文部科学省から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が通知され、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて、部活動の段階的な地域移行・地域連携を進めることとされました。これを受け、本県では、部活動の地域移行・地域連携の進め方を示した本ガイドラインを策定し、中学校における休日部活動の地域移行・地域連携の取組を進めてきました。
- その後、文部科学省は、部活動の地域展開等をさらに進めるため、2025年12月にガイドラインを策定し、2026年度からの6年間を改革実行期間と位置付けるとともに、新たに地域クラブ活動を認定することにより、その質の確保を図ることを示したことから本県のガイドラインを改訂しました。
- 各市町村においては、本ガイドラインを参考にしながら、生徒の多様なニーズに応じた活動機会の保障と、教員の働き方改革の推進の両立に向けた、部活動の地域展開等の取組をさらに進めていただきますようお願いいたします。

2026年3月愛知県・愛知県教育委員会

1 本ガイドラインについて

(1) 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、文部科学省が示した改革実行期間（2026（令和8）年度から2031（令和13）年度までの6年間）における公立中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。）の部活動の地域への展開（以下「地域展開」という。）並びに部活動指導員・外部指導者の積極的な配置及び合同部活動の導入等によって生徒の活動環境を確保する地域連携（以下「地域連携」という。）の進め方等を明らかにすることで、市町村における休日の部活動の地域展開等の取組に資する。

※「地域クラブ活動」

部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、地域のスポーツ・文化芸術団体等が主体となり、部活動に代わるスポーツ・文化芸術に親しむ機会を生徒に提供する活動。

※「地域展開」と「地域連携」の関係

学校や地域の実情によって「地域展開」が困難な場合には、当面、部活動指導員や外部指導者として地域の人材を活用したり、複数の学校で合同練習を行ったりするなど、部活動の「地域連携」を進める。

(2) 取組の方針

ア 公立中学校等において、生徒のスポーツ・文化芸術活動が持続可能な活動となるよう、部活動の地域展開等の取組を進める。

イ 地域展開等に当たっては、市町村の関係部署や地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者が連携・協働して、段階的・計画的に取り組む。

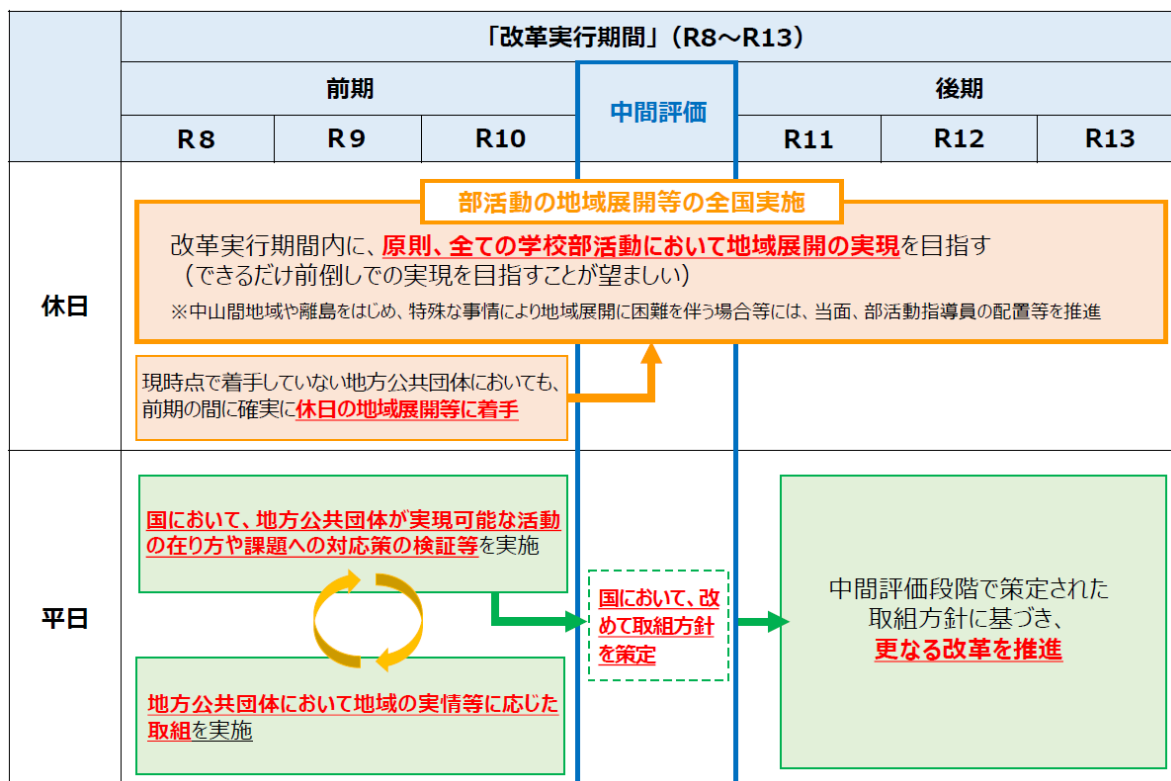
ウ 改革実行期間内に原則、全ての休日の学校部活動において地域展開の実現を目指す。平日については実情に応じて取り組む。

(3) 国・都道府県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担

国	<ul style="list-style-type: none"> ・地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施。 ・周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体としてリーダーシップを発揮し、都道府県全体としての改革方針を示すとともに、市区町村等に対するきめ細かな支援を実施。 ・一つの市区町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施。
市区町村等	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施。 ・特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展+新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施。
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・「運営団体」は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施。 ・「実施主体」は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施。 <p>※運営団体と実施主体の役割分担の在り方は多様であり、柔軟な連携・協力が重要。</p>

※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（2025年12月文部科学省）から抜粋

【参考】部活動の地域展開等の段階的な推進スケジュール



※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（2025年12月文部科学省）別冊資料②から抜粋

2 市町村における地域展開等の進め方

市町村において、部活動の地域展開等に向けた新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。学校や地域の実情によって地域展開が困難な場合には、当面、地域連携を進めることになるが、いずれを行う場合にも、多くの関係者が連携・協働し、段階的・計画的に取り組む必要がある。

(1) 方針の決定まで

ア 地域の実情把握

市町村は、部活動の地域展開等に取り組む前に、まずは、地域の実情を把握する。

- 部活動の現状把握
(各中学校の部活動数、生徒の参加人数、指導者数、活動場所の状況、用具等)
- ニーズの把握
(生徒と保護者のニーズ、学校や地域の意向)
- 地域のスポーツ環境・文化芸術環境の全体像の把握
(施設・設備、人材、財源等)

イ 運営に係る協議会の設置（運営方針等の決定）

市町村は、地域展開等に向けた新たな仕組みを作るため、運営に係る協議会を設置し、地域の実情を踏まえつつ、将来を見据えて運営方針等を決定する。

- 運営に係る協議会の設置及び実施
- 具体的な取組の内容、スケジュール等の決定
- 学校関係者、保護者、生徒、地域のスポーツ・文化芸術団体に対する協議の進捗状況等の周知

(2) 情報の発信

市町村は、協議会で決定した事項や運営方針等について、地域のスポーツ・文化芸術団体や学校関係者に向けて発信し、情報を共有するとともに、地域における意思の統一を図る。また、保護者、生徒に対して周知を図る。

(3) 地域展開を行う場合

市町村は、地域に現存する各種団体を活用したり、運営団体・実施主体を自ら立ち上げたりして、地域展開の詳細を決定する。

- ① 参加者 ⇒ p6
- ② 運営団体・実施主体 ⇒ p6
- ③ 指導者
 - ア 指導者の質の保障 ⇒ p7
 - イ 適切な指導の実施 ⇒ p7
 - ウ 指導者の量の確保 ⇒ p8
 - エ 教師等の兼職兼業 ⇒ p8
- ④ 活動内容の決定 ⇒ p9
- ⑤ 適切な休養日等の設定 ⇒ p9
- ⑥ 活動場所 ⇒ p10
- ⑦ 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減 ⇒ p11
- ⑧ 保険の加入 ⇒ p11
- ⑨ 学校との連携等 ⇒ p12
- ⑩ 関係団体等・大学・民間企業との連携 ⇒ p12

(4) 部活動の地域連携を行う場合

市町村は、各学校等と相談し、部活動指導員や外部指導者として地域の人材を活用したり、複数の学校で合同練習を行ったりするなどの地域連携の方法を決定する。

- ① 部活動指導員や外部指導者の積極的活用 ⇒ p14
- ② 合同部活動の推進 ⇒ p14
- ③ 学校種を越えた合同練習の実施 ⇒ p14
- ④ 地域のスポーツ・文化芸術団体等との協働・連携 ⇒ p14

3 地域展開等を行う際の留意点

「地域クラブ活動」は、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展しつつ、地域の運営団体・実施主体のもと、学校と地域の連携・協働によって実施されることが重要である。

また、地域クラブ活動は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、心身の健全育成等を図るだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となる必要がある。

これらのことを踏まえ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等についての留意点を以下に示す。

(1) 部活動の地域展開を行う場合

① 参加者

従来の部活動に所属していた生徒はもとより、部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが好きな生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

② 運営団体・実施主体

市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域スポーツ団体・文化芸術団体等の整備充実を支援する。その他、地域の実情に合わせて、新たな団体を立ち上げることも考えられる。

また、運営スタッフについては、既存の団体に所属するスタッフのみならず、新たに雇用することも考えられる。

《想定される団体等》

- 総合型地域スポーツクラブ
- 競技団体・文化芸術団体
- フィットネスジム
- 地域学校協働本部や保護者会
- 学校の運動部・文化部が統合して設立する団体
- スポーツ少年団
- プロスポーツチーム
- 民間企業
- 市町村
- 体育・スポーツ協会
- クラブチーム
- 大学
- 同窓会

③ 指導者

生徒が地域クラブ活動においてスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するためには、質と量の両面から指導者を確保するとともに、適切な指導が行われるようにすることが必要である。

ア 指導者の質の保障

- 専門性や生徒を指導する資質・能力を有する指導者を確保する。
- 生徒の多様なニーズに応えられる指導者を養成するための取組を進める。
- 指導技術の担保のみならず、暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等の禁止など、指導者の資質向上に係る研修を定期的実施する。
- 「認定地域クラブ活動指導者」（市町村に登録された指導者）を活用することも考えられる。

⇒ p17 「5 研修の実施」

イ 適切な指導の実施

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、参加する生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、暴言や体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を根絶する。

また、中央競技団体又は部活動に関わる各分野の関係団体が作成した、部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、指導を行う。

市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して、適宜、指導助言を行う。

- 指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止、合理的かつ効率的・効果的な練習の導入を積極的に行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるようにする。

特に、練習が過度な負担とならないように留意する。

ウ 指導者の量の確保

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体等の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。
- 市町村が域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備することも考えられる。その場合は、県との連携にも留意する。
- 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じてICTを活用した遠隔指導ができる体制の整備についても検討する。

愛知県では、指導者の確保に向けて「あいち地域クラブ活動人材バンク」を運用している。

URL : <<<https://aichi-partner.sporcul-bank.jp/>>>



エ 教師等の兼職兼業

- 市町村教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。
- 市町村教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことを校長が事前に確認し、検討した上で兼職兼業を許可する。

⇒ p24 資料2 : 教師等の兼職兼業について

④ 活動内容の決定

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の興味・関心や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

その際、これまでの部活動のように、単一種目での取組だけでなく、複数の種目を選択できるようにしたり、地域の実情に合わせた種目を取り入れたりする。

《想定される活動等》

- 競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動
 - 休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動
 - レクリエーション的な活動
 - シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動
 - アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動
- ※ 複数の活動を同時に体験することも考えられる。

⑤ 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の興味・関心や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。そのため、地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、部活動に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、協議会等の場も活用して、調整を図ることが必要である。

《活動時間》

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。
- 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

- 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じて行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

⑥ 活動場所

生徒が地域においてスポーツ・文化芸術活動を行う機会を確保するためには、十分な数の体育・スポーツ施設や文化芸術施設の確保が不可欠であり、各地域において活動場所を確保することが必要である。

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間企業等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設の活用も検討する。
- 市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に委託するなど、当該団体等による安定的・継続的な運営を促進する。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- 市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

⑦ 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

- 市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮している家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

令和8年度から国の補助事業である「地方スポーツ振興費補助金（地域展開等推進事業（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）」が創設される。

- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等が有する施設の利用や、設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

⑧ 保険の加入

地域クラブ活動は、部活動と異なり災害共済給付制度の対象外であるため、指導者や生徒が安心して地域でスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、スポーツ保険等に加入する必要がある。あわせて、自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険も必要となる。

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。スポーツ保険としては、公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険などがある。
- 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加する生徒に対して指

定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

⑨ 学校との連携等

地域クラブ活動は、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域が相互に連携・協働していくことが大切である。

- 地域クラブ活動と部活動との間では、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。
- 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- 市町村教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう配慮する。

⑩ 関係団体等・大学・民間企業との連携

部活動改革を円滑に進めるためには、市町村が、幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要である。

- 特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等が大きな課題となるところ、行政側のみで全ての課題解決を図ることは困難であり、そうした各

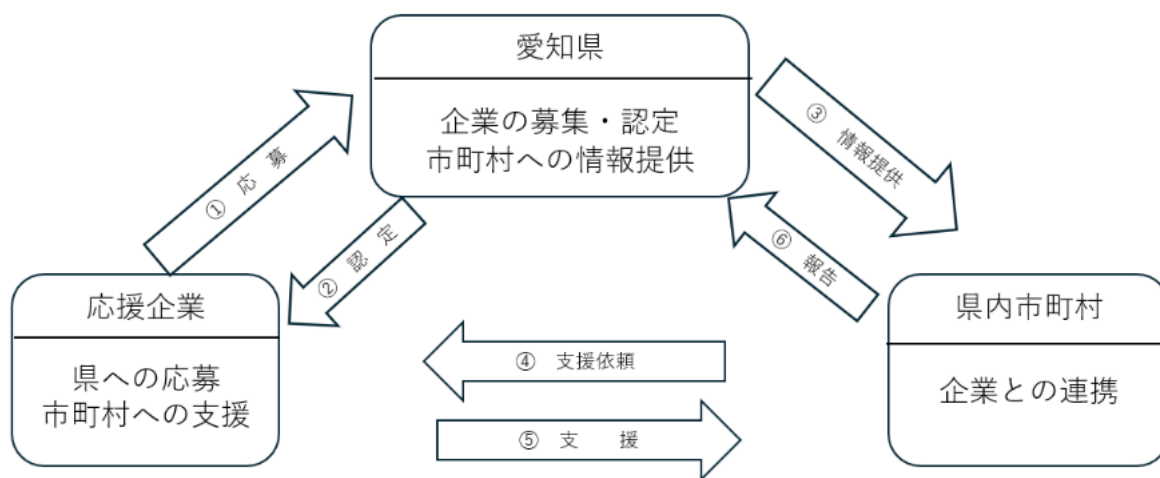
種の資源等を有する関係団体等（※）、大学、民間企業の協力を得ることが不可欠である。

※ 地域クラブ活動の実施に当たっては、体育館、公民館、コミュニティーセンター、音楽ホール、美術館等の社会教育施設等との連携も重要。

- 関係団体等、大学、民間企業と連携・協働することで、行政側にはない新たな視点やノウハウなどが導入され、より充実した活動となることも期待される。
- 持続的な形で連携・協働を推進するためには、協定の締結等により連携の枠組みを明確化することや、関係団体等、大学、民間企業にとってもメリットが感じられるようにすることも考えられる。

令和8年度から、県は部活動の地域展開に賛同する企業を認定し、企業と地域クラブの連携を図る「あいち地域クラブ活動応援企業認定制度」を創設する。

【あいち地域クラブ活動応援企業認定制度のイメージ図】



(2) 部活動の地域連携を行う場合

部活動の地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員や外部指導者として地域の人材を活用したり、複数の学校で合同練習を行ったりすること（合同部活動）などにより、生徒の活動環境を確保する。

① 部活動指導員や外部指導者の積極的活用

市町村教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

また、教師ではなく部活動指導員が顧問となって指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

② 合同部活動の推進

市町村教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者を配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動の取組を推進する。

③ 学校種を越えた合同練習の実施

市町村教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越えて、高等学校、大学及び特別支援学校等との連携を図り、合同練習を実施することで、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

④ 地域のスポーツ・文化芸術団体等との協働・連携

市町村教育委員会及び校長は、地域のスポーツ・文化芸術団体等が地域で実施している分野と同じ分野の部活動については、練習を共同で実施するなど、連携を深める。

休日に限らず平日においても、できることから、地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やしていくことが望ましい。

4 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム、スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が示す認定要件及び認定手続き等に基づき、市町村において認定を行う仕組みを構築する。

認定された活動については、「認定地域クラブ活動」と呼称する。

※認定要件に沿って、市町村が自ら運営する地域クラブ活動については、認定されたものとみなす。

(2) 想定される認定の効果

- ① 生徒・保護者等に対する市町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援
(財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（地方公共団体における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続き等）

【認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。）
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

⇒ p9 「⑤ 適切な休養日等の設定」
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等） ⇒ p19 『認定地域クラブ活動指導者』登録制度

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

⑥ 適切な運営体制が整備されていること

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

※ 地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市町村等が適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末までに限り、認定を受けたものとみなすことも可能。

※ 市町村が、地域の実情に応じて、上記に加えて独自の要件を設定することも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意。

【認定手続き等】

○ 地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請書等を取りまとめて市町村に提出。市町村は、申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施。

○ 有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市町村において設定。

○ 市町村は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施。

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

○ 地域クラブ活動は、上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、その運営団体・実施主体において、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

○ 特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底すること。

5 研修の実施

中学生に適切な指導を行うためには、様々な知識やスキルが必要であることから、指導者の資質向上のための研修を定期的実施する必要がある。

地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例

項目	地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例	研修メニュー例
①総論・制度	部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。	部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）
②基本姿勢・ サービス規律	指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。	生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止
		生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止
		生徒同士による暴力・暴言・いじめ等の防止（適切な集団づくりなど）
③生徒への指導	生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。	中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等
		生徒の発達段階に応じた科学的な指導（適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等）
		生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導
		女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮
④安全管理・ 事故対応等	生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。	生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導
		事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）
		事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）
⑤保護者や学校との連携	保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。	保護者との連絡調整等
		生徒が在籍する中学校等との連携

- ※ 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。
- ※ 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、前頁の研修メニュー例の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。
- ※ 指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン(2013年5月文部科学省)」等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きの活用のほか、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格の取得により知識・技能を学ぶことも考えられる。
- ※ 部活動指導員については、会計管理を含む管理運営やサービスに関する研修を実施することも考えられる。

下記の Web ページに掲載されている資料の活用も考えられる。

J S P O 「グッドコーチとして適切に対応するための動画・ワークブック」

URL : <<<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid1402.html>>>



J S P O 「スポーツ現場におけるハラスメント防止動画」

URL : <<<https://www.japan-sports.or.jp/women/tabid1331.html>>>



スポーツ庁「障害のある方へのスポーツ指導・関わり方 入門ハンドブック」

URL : <<https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop06/list/detail/1379526_00004.htm>>



《「認定地域クラブ活動指導者」登録制度》

1 目的

この指導者登録制度は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

2 定義

本制度に基づき、市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

3 研修

(1) 対象となる研修（研修実施者）

- ・ 市町村が行う研修
- ・ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ・ 市町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

(2) 研修の内容・実施方法

研修内容については、p17の例をもとに、市町村において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用し、一定期間ごと（例えば年1回等）に実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

4 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、3の市町村等の研修を受講した者であること

- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
 - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

5 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々翌年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

資料 1 : 地域展開のパターン（例）

市町村は、想定する実施主体によって、「パターン①」又は「パターン②」を選択して実践する。

いずれかのパターンを選択するだけにとどまらず、地域の実情に応じて工夫するなど、検討しながら進める。

あるいは、こうしたパターンを選択せず、独自の取組を進めることも考えられる。

パターン① （実施主体が指導者を抱えている場合） ⇒ 「p22」

総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツ少年団・文化芸術団体等が実施主体となるよう運営を委託し、指導者の派遣も担ってもらうパターン。

パターン② （実施主体が指導者を抱えていない場合） ⇒ 「p23」

市町村、保護者会、新たに設立した団体等が実施主体となり、地域のスポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業等と連携して、指導者の派遣を行うパターン。

パターン① 実施主体が指導者を抱えている場合

実施主体の例：総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化芸術団体 等

- ・上記の地域団体が地域クラブ活動の実施主体となり、運営事務局や指導者の派遣を担う。

○ 体制イメージ



《留意点》

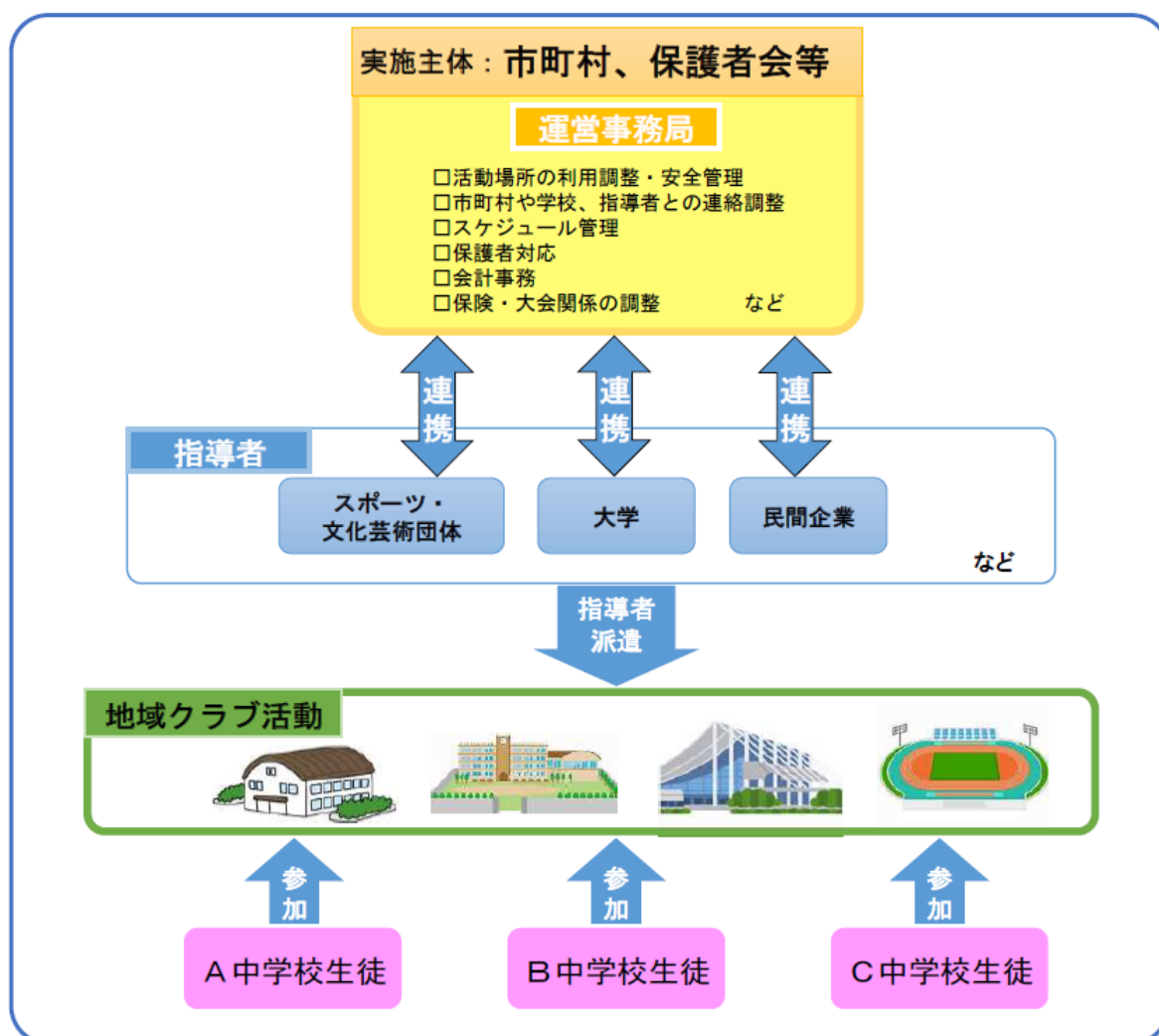
- ・中学生だけの活動にこだわらず、多様な年代との交流を生かした活動を考える。
- ・参加する種目によって保護者の負担に大きな差が出ないように配慮する。

パターン② 実施主体が指導者を抱えていない場合

実施主体の例：市町村、保護者会、新たに設立した団体 等

- ・市町村、保護者会、新たに設立した団体等が地域クラブ活動の実施主体となり、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業と連携して、指導者の派遣を行う。

○ 体制イメージ



《留意点》

- ・実施主体と指導者の所属団体が異なるため、運営事務がやや煩雑になる。
- ・指導者は、地域のスポーツ・文化芸術団体や大学、民間企業等と連携して確保する。
- ・連携先によっては、指導者への謝金が高額になる可能性がある。

資料 2 : 教師等の兼職兼業について

(1) 兼職兼業の考え方

○ 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、

- ① 当該教師等が希望する場合であって、
- ② 地方公務員法第 38 条や教育公務員特例法第 17 条等の規定に基づき、
- ③ サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、

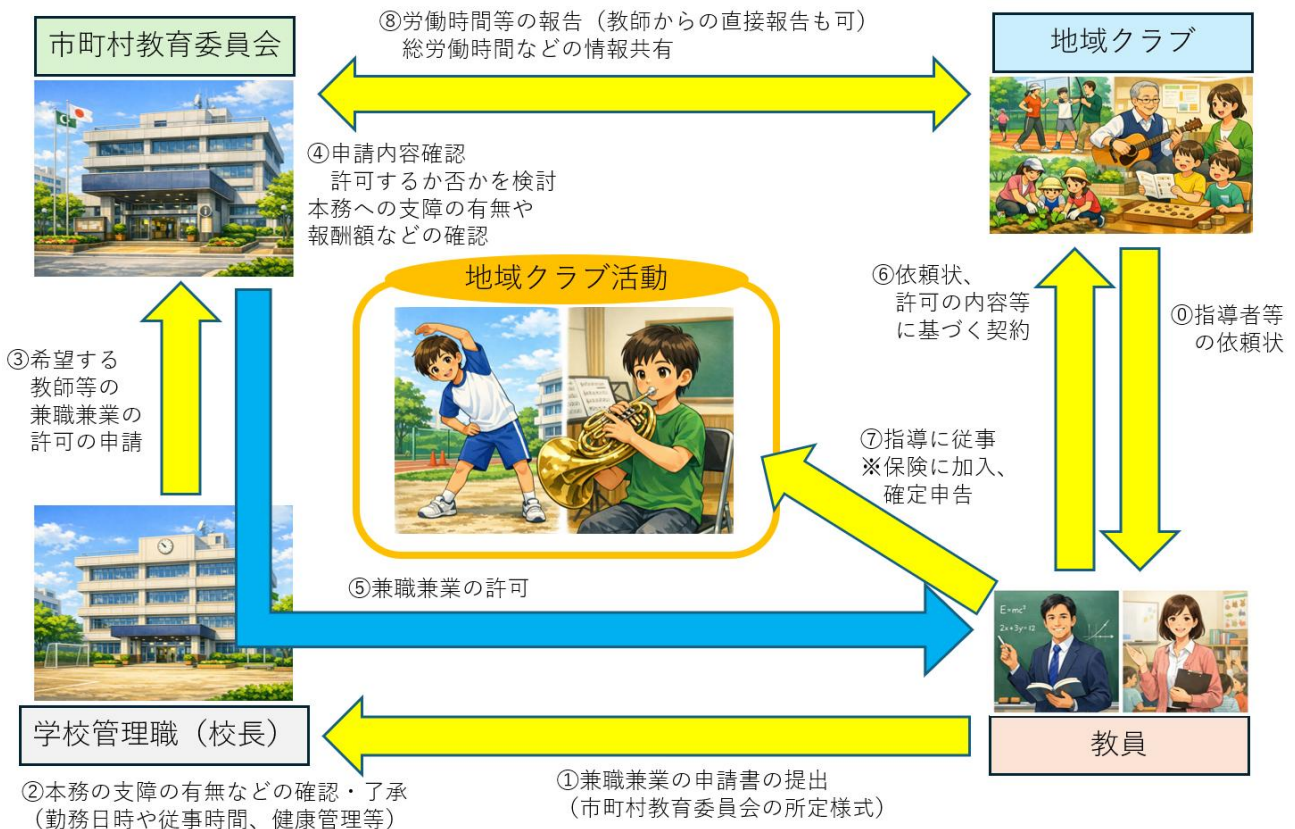
兼職兼業を行うことが可能である。

※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要

○ 上記の法律や各地方公共団体における条例や規則等の関係法令に基づき、教師等の本務に支障がないかどうか等も考慮し、適切に対応をする必要がある。

⇒ p30 （参考）教師等の兼職兼業に関する法律条文及び通知等

(2) 兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）



(3) 兼職兼業の許可の判断を行う際のポイント

- 当該教師等が希望していること。
- 学校運営に支障がないこと。
- 保護者や地域住民への説明責任が果たせる業務であること。
- 学校や教師等への信用を失墜させないこと。
- 教師等の心身の健康を確保すること。

(4) 地域団体（地域クラブ）での指導や大会運営等に従事する場合の留意事項

- 教師等としての指導と、地域団体（地域クラブ）の職員等としての指導は、明確に区別する必要がある。
- 地域クラブ活動の際に事故が発生した場合は、地域団体（地域クラブ）や大会の主催者が責任を負うことになる。

ただし、業務委託の場合は、個人として責任を負う場合があるので、事前に、契約の内容や大会運営団体としての保険加入について確認をする必要がある。

- 教師等としての勤務が急遽必要となった場合には、当該勤務に当たることができるようにしておく必要がある。
- 教師等が地域団体（地域クラブ）の業務に従事するに当たっては、生徒等の個人情報取り扱いに留意する。

(5) 平日に地域団体（地域クラブ）において指導等をする場合の留意事項

- 当該活動の指揮命令系統、活動の実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等が実質的に学校の業務と分けられているかについて、個別具体の活動ごとに整理する必要がある。
- 当該活動が実質的に学校の業務の一部とみなされる場合には、兼職兼業の対象ではなく、当該学校の教師等の職務として行われるものとして扱われることがある。

(6) 関係者が行うこと

〔市町村教育委員会〕

- 指導を希望する教師等が兼職兼業により、地域団体（地域クラブ）の業務に従事できるような仕組みを作る。
- 教師の申告、地域団体（地域クラブ）や学校との連携により、以下の確認をする。
 - ① 地域団体（地域クラブ）の事業内容
 - ② 地域団体（地域クラブ）における当該教師等の雇用形態・期間や業務内容
 - ③ 労働時間通算の対象となるか否か
 - ④ 当該教師等の労働時間・在校等時間 ※ 許可後も定期的に確認する。
- 兼職兼業の可否の判断をする。
- 教師等の健康確保に必要な措置を講ずる。
(健康診断、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェックなど)
- 地域連携・地域展開について、取組の背景や方針、具体的な内容等について、保護者や地域住民にわかりやすく周知する。(県が作成したチラシの活用など)

〔兼職兼業を希望する教師等〕

- 適切に申請等の手続きを行う。
- 地域団体（地域クラブ）における業務内容や労働時間、自身の健康状態等について教育委員会に報告等を行う。
- 地域団体（地域クラブ）に確認のうえ、事故等に備えた保険に加入する。
- 必要に応じて確定申告等を行う必要があることに留意する。
- 判断に迷うことがあれば、校長等や教育委員会、関係諸機関に相談する。

〔学校管理職（校長）〕

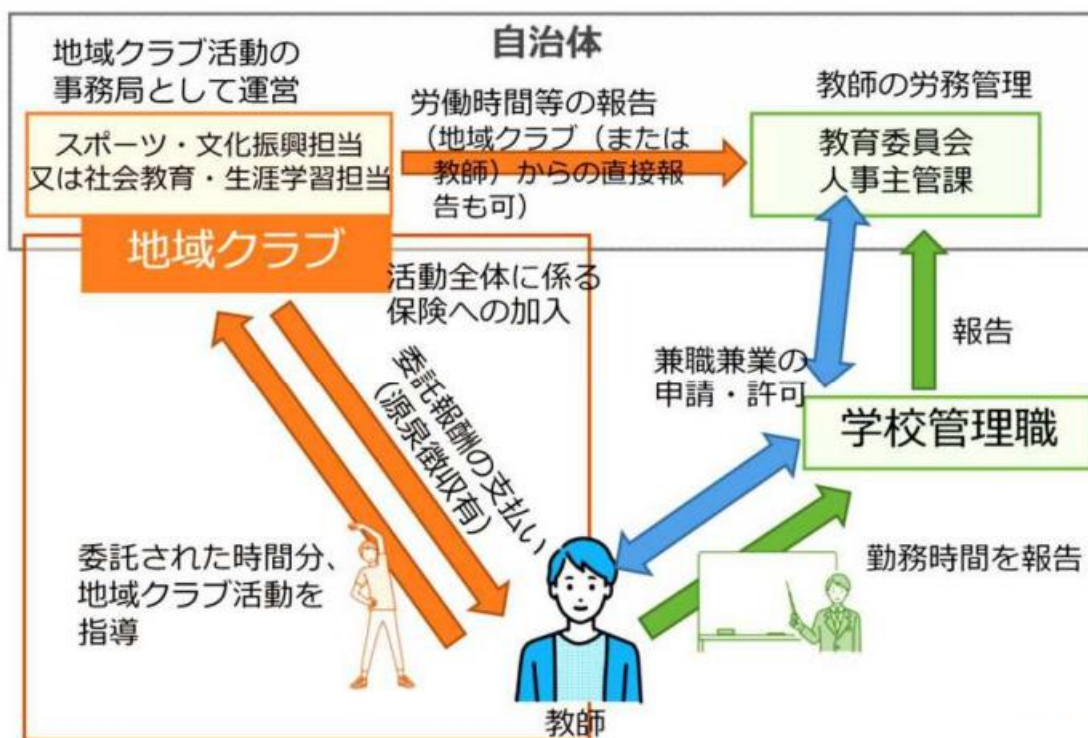
- 本人の意思等をよく確認する。
- 本務への支障の有無などを確認のうえ、希望する教師等の兼職兼業の許可の申請をする。
 - ※ 勤務時間や健康管理等の観点から、当該教師の本務や健康に本当に支障がないか、当該教師等の勤務実態を把握している学校管理職が責任をもって確認することが重要。
- 許可後についても、教育委員会や運営団体とも連携し、サービス監督上問題が生じていないか等について適切に把握する。

〔地域団体（運営団体・実施主体）〕

- 教師等を指導者として雇用等する際には、居住地の変更や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。
- 厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会と連携して、それぞれにおいて労働時間等の全体管理を行う。
- 指導者や参加する生徒に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

兼職兼業の形態 例①

- 自治体が運営主体となる地域クラブにおいて委託を受けて指導する例

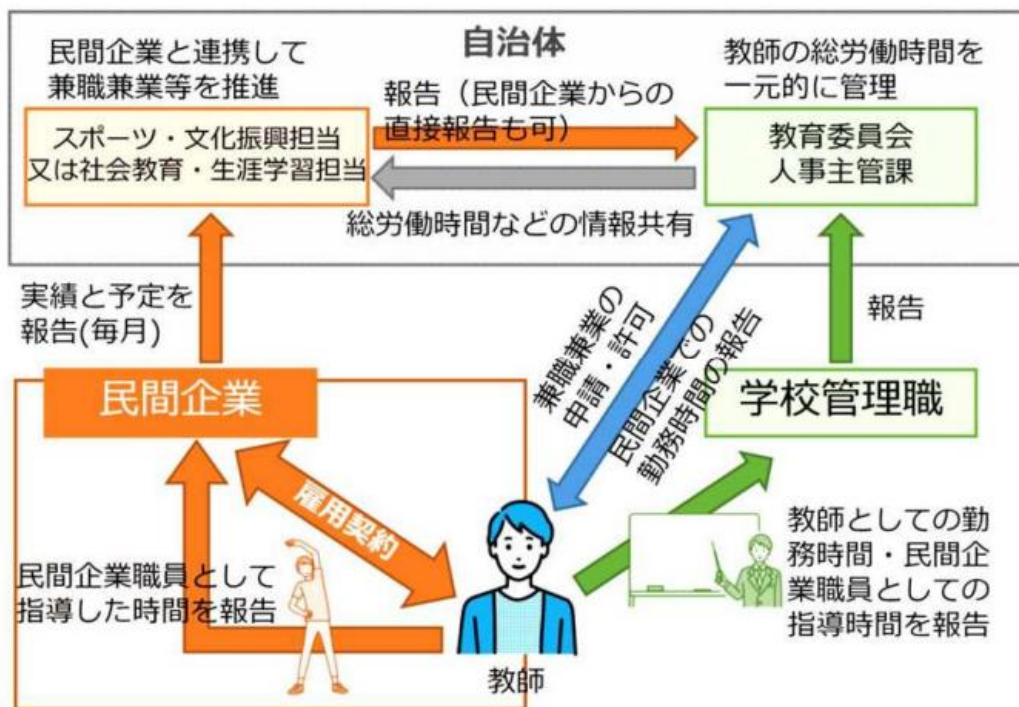


※ 業務委託の形になるため、労働時間の通算は必要ないが、教師等の健康管理の観点から、人事主管課において労働時間を一元的に管理する。

活動中の事故等の責任は、個人に帰される場合があるため、事前に業務委託契約の内容を十分に確認し、個人として保険に加入する必要がある。

兼職兼業の形態 例②

○ 民間企業から雇用されて指導する例



※ 従来の休日の部活動指導時間分に対し、民間企業から時間外労働としての割増された賃金が支給される。

活動中の事故等の責任は、一義的には運営団体としての民間企業が負う。

兼職兼業の形態 例③

○ ボランティアとして指導する場合

地域クラブ活動において指導を希望する教師等が、休日等の業務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導する場合は、教育委員会の兼職兼業の許可は不要である。

ただし、ボランティアであったとしても、労務の対価として謝礼があるもの(有償ボランティア)については、教育委員会の兼職兼業の許可が必要となる。

○ 大会スタッフとして大会運営に参画する場合

大会のスタッフとして大会運営への参画を希望する教師等は、大会の主催者から、大会主催者のスタッフとなることを委嘱され、大会主催者の一員として大会に従事することとなる。

大会主催者が官民であるかにかかわらず、委嘱報酬を得て従事することになるので、教育委員会の兼職兼業の許可が必要となる。

(参考) 運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについて (整理表)

運営主体	自治体	民間の地域団体 (民間企業、総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等)			その他
勤務形態	委託(委嘱) ※1	雇用	業務委託・請負 ※1	有償ボランティア ※3	無償ボランティア
指揮命令権者	(教師等本人)	運営主体(企業等)	(教師等本人)	(教師等本人)	(教師等本人)
賠償責任	教師等本人	運営主体(企業等)	教師等本人	教師等本人	教師等本人
兼職兼業許可手続き	必要	必要	必要	必要	不要
給与等の性質	謝金(委託報酬※2)	賃金	売上	謝礼	—
労基法の適用関係					
最低賃金	適用なし	適用	適用なし	適用なし	適用なし
36協定	無	必要	無	無	無

- 労働基準法上、労働時間の通算の必要がない場合においても、過労等により教師等としての業務に支障を来さないようにする観点から、教師等の申告等により就業(従事)時間を把握し、在校等時間を含めて就業(従事)時間の合計が長時間とならないよう配慮することが望ましい。

※1 委託・請負といった契約の形式や名称にかかわらず、実態として指揮命令権者が企業等であるなど、その実態に応じて判断した結果、雇用契約と認められる場合がある。

※2 講演料や原稿料などの謝金以外については、地方公務員法第38条第1項にいう「報酬」に該当。

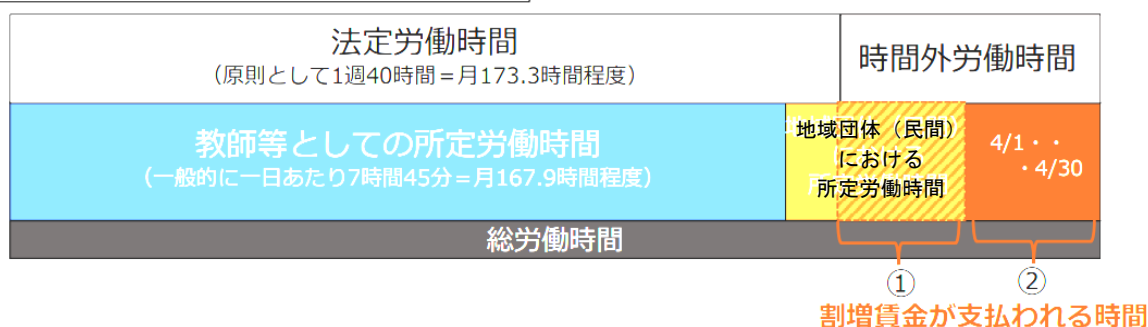
※3 有償ボランティアとは、労務の対価として謝礼があるものであり、交通費等の実費弁償の範囲内の支給は含まず、その有無は問わない。

(参考) 時間外労働・割増賃金について

- 兼職兼業の開始前において、学校における所定の勤務時間と民間の地域団体における所定の労働時間を通算する。
この通算した労働時間が法定労働時間を超える場合、この超過部分が時間外労働(①)となる。
- 兼職兼業の開始以降において、学校における所定外労働時間と民間の地域団体における所定外労働時間を日ごとに順に通算する。
この通算した地域団体における労働時間について、法定労働時間を超える部分がある場合、この超える部分も時間外労働(②)となる。
- ①②について、当該時間外労働を行わせる民間の地域団体と従事する者との間において、労働基準法第36条に基づきいわゆる36協定の定めるところによって、かつ、労働基準法第37条の規定等に基づき割増賃金を支払う必要がある。

(参考) 副業・兼業の促進に関するガイドライン(厚生労働省)

労働時間の通算の考え方(イメージ)



(参考) 教師等の兼職兼業に関する法律条文及び通知等

○ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

（営利企業への従事等の制限）

第三十八条

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。

- 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条により、県費負担教職員に対して適用する場合、「任命権者」は「市町村教育委員会」と読み替えられる。

○ 教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）

（兼職及び他の事業等の従事）

第十七条

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

- 2 前項の規定は、非常勤の講師（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。）については、適用しない。
- 3 第一項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

○ 【文部科学省 令和 5 年 1 月 30 日付け事務連絡】

公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）

○ 【文部科学省 令和 3 年 2 月 17 日付け 2 初初企第 39 号】

「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱いについて（通知）

○ 【文部科学省 令和 4 年 12 月 27 日付け 4 ス庁第 1640 号】

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（通知）

資料3：部活動の地域展開 チェックリスト

- 現状把握や課題確認を目的としたチェックリストです。
- 「全ての項目にチェックが入らなければならない」「前のステージが終わらないと次に進めない」というものではありません。
- 各市町村の実情に応じて、必要な箇所から取り組んでください。

ステージ0：学校部活動の現状と課題の把握

●0-1 学校部活動の現状把握

- 生徒数の推移（5年前から10年後くらいまで）
- 部活動設置数（一覧表にすると、合同部活動や拠点校部活動などの可能性が見つけやすくなります）
- 合同部活動数・拠点校部活動数 入部率

●0-2 学校部活動の課題把握

- 生徒の希望する部活動の把握 指導者（顧問・部活動指導員・外部指導者）の確保
- 適正な活動時間と活動場所の確保

ステージ1：協議会の設置と推進計画の策定・学校部活動の見直し

●1-1 協議会の設置と推進計画の策定

- 実務担当課の決定 関係他部署との連携体制の構築（実務者会議の設置）
- 協議会の設置（委員の例：学識経験者、保護者代表、スポーツ・文化関係団体、校長など）
- 実態調査・アンケート調査（生徒・保護者・教員）の実施と分析
- 推進計画・推進目標の策定 生徒・保護者・地域住民への情報提供方法の確立

●1-2 学校部活動の見直し

- 国・県ガイドラインの遵守 地域の実情に応じたガイドラインの策定
- 多様な参加形態の部活動・シーズン制・マルチスポーツ等の導入検討
- 生徒の主体的活動の推進 合同部活動の実施
- 拠点校部活動の実施 顧問・部活動指導員・外部指導者の確保
- 適正な活動時間の設定 活動場所の確保 移動手段の確保

ステージ2：地域展開に向けて

●2-1 休日の地域クラブ活動への展開

- 総括コーディネーターの任用 スポーツ協会等との連携
- 各種団体の実態調査（スポーツ少年団・スポーツクラブなど）
- 地域展開後の運営組織の検討（市町村直轄・公的機関・民間組織）
- 受入先の決定（行政機関・スポーツ協会・総合型地域スポーツクラブ・民間企業等）
- できる部活動からの実証研究（成果と課題の整理、よりよい運営方法を検討）
- 新規地域クラブの設立支援（アシスタントクラブマネージャー養成講習会紹介等）

- 事故対応（傷害保険・賠償責任保険）
- 認定地域クラブの要件の整備
- 日本スポーツ協会作成「総合型クラブ創設ガイド」を活用



● 2-2 財源の確保

- 持続可能な予算計画策定
- 必要な予算の確保
- 国・県補助金・各種助成金の活用
- 適切な会費の検討
- 受益者負担への理解促進
- 経済的な困窮家庭への支援策
- 企業協賛金、ふるさと納税等の検討

● 2-3 指導者の確保と質の向上

- 指導者バンクの設立または県人材バンク等の活用
- 指導者資格の取得
- 指導手当の検討
- サポートスタッフの確保（保護者等地域人材の活用）
- 教職員の兼職兼業の可否や条件等
- 指導者研修の実施と認定制度導入

● 2-4 効果的な広報

- 市町村ホームページ等の活用
- チラシの配布・回覧等の広報
- 教職員や保護者、生徒向け説明会の実施
- シンポジウム・セミナー等の開催
- テレビ・ラジオ・新聞等、地域メディアとの連携
- 日本スポーツ協会作成「総合型クラブ広報ガイド」を活用



● 2-5 学校施設の管理体制の整備

- 学校施設・公共施設活用ルールの設定
- 放課後活動、社会体育活動の時間帯調整
- ICTの活用（スマートロック、防犯カメラ）
- 用具借用ルールの設定
- 指定管理者制度、業務管理委託制度の活用

ステージ3：持続可能な体制の構築

- 地域クラブとしての危機管理マニュアルの作成
- 生徒のやりたいスポーツ運営体制への移行
- 引退のない継続的な活動の実施
- ジュニアからシニアまでの多世代での取組の試行
- 大学・高校・企業・プロスポーツチーム等との連携
- 学校・公共施設以外の施設（大学・企業・フィットネスクラブ等）の活用
- 地域スポーツクラブとの連携（支援アプリ等を利用した連絡方法の検討）
- 広報活動（ノウハウ・掲示場所）への協力体制
- 近隣市町村との広域連携
- 出場する大会の精選（リーグ戦・レベル別大会等）

ステージ4：平日も含めた地域展開へ

- 民間資金の活用（企業版ふるさと納税等）
- スポンサーシップの活用
- 市町村主導のクラウドファンディングの活用
- 地域クラブ運営の効率化促進（支援アプリ等の導入）
- 公認クラブマネージャー及びアシスタントクラブマネージャー資格取得の促進
- 公認スポーツ指導者資格取得の促進



J S P O

「スポーツ指導者HP」

資料 4 : 地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体（市区町村、市区町村以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法 2 条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

		(1) 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2) 活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等
		① 団体の瑕疵に起因	② 指導者の瑕疵に起因	③ 生徒の瑕疵に起因	
地域クラブ活動	運営主体	市区町村 【国家賠償法 1 条】	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法 1 条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法 2 条】
	市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）など	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
(参考)	学校部活動	市区町村 【国家賠償法 1 条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法 1 条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」
(2025 年 12 月文部科学省) 別冊資料②から抜粋

部活動の地域展開等に関するQ & A

※「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を基に、県教育委員会の考え方を示したものです。

Q① 生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ場として、地域のスポーツ・文化芸術活動、自治体スポーツ・文化施設、民間教室などが考えられるが、行政、学校、指導者等の関係団体・関係者の連携をどのように図っていけばよいか。

A① まずは、行政が中心となって、学校、指導者等の関係団体・関係者と協議する場の設定が必要である。協議の場を通して、地域のスポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機としていくことが大切である。

Q② 地域における生徒数が少ないなどの理由から、生徒だけに特化した活動を設置・運営できない場合は、どのようにしたらよいか。

A② 生徒だけを対象とした活動を前提にせず、他の世代と一緒に参画する活動も検討する。その際、新たな活動の場を設置することだけでなく、既に他の世代向けに設置されている活動に生徒が加わることも考えられる。

Q③ 教師等が休日の地域クラブ活動で指導を行う場合の兼職兼業の条件はどのようなか。

A③ 教師等の兼職兼業の条件として、いわゆる「看板の架け替え」とならないようにすること以外に、①当該教師等が希望していること、②学校運営に支障がないこと、③教師等の心身の健康を確保すること、④保護者や地域住民への説明責任が果たせる業務であること、⑤学校や教師等への信用を失墜させないことなどが挙げられる。

Q④ 休日と平日の指導者が異なる場合に、指導方針の違い等により生徒に混乱が生じるおそれもある。それを避けるために必要なことは何か。

A④ 休日の活動と平日の活動で指導者が異なる場合には、状況に応じて、指導者間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行う機会を各学校において設定するなど、緊密な連携を図っていく必要がある。

Q⑤ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働本部の仕組みを部活動の地域展開に活用するにはどうすればよいか。

A⑤ 地域学校協働本部のコーディネーターが、学校運営協議会や地域学校協働本部の会議に参加して、期待される効果や具体的な活用方法などについて説明し参加している地域の団体関係者に地域展開に対する協力を依頼する。また、コーディネーターが指導者との連絡調整、活動場所の利用調整などを行う。

Q⑥ 地域にスポーツクラブや文化芸術団体がいない場合、部活動の地域展開はどのように進めればよいか。

A⑥ 市町村等が実施主体となり、大学や企業等と連携して、地域クラブ活動に指導者派遣を担ってもらうことが考えられる。連携先が見つからず、指導者派遣が困難な場合は、県の人材バンク等を活用することも考えられる。それでも地域展開が困難な場合は、部活動の地域連携を推進する。

Q⑦ 指導者の質の確保や次世代の指導者育成の仕組みづくりをどのように進めればよいか。

A⑦ 専門家による合同練習会の実施や、研修動画を作成して外部指導者に視聴してもらうことなどが考えられる。また、外部指導者の確保が困難な地域においては、遠隔地の指導者からICTを活用して指導を受けるなど、地域の実情に応じた取組を進める。

Q⑧ 休日の地域クラブ活動で学校施設を使用する場合、開錠・施錠などの施設管理は誰が行い、事故などの責任は誰が負うのか。

A⑧ 運営体制として、学校、利用団体、教育委員会等の担当部局、地域住民団体等の代表から構成される運営委員会を組織することが考えられる。その上で、運営委員会が学校と協議して施設管理の方法を定め、実施する。施設の破損や事故が発生した場合は、利用者が責任を持つ。そのために、指導者、参加する生徒ともに保険に加入することが必要である。

Q⑨ スポーツ・文化芸術団体等が学校施設を利用する場合、利用の調整を学校が行うと教師の負担が増大するおそれがあるが、どのようにすればよいか。

A⑨ 市町村が団体向けの利用ルール等を策定するとともに、指定管理者制度や業務委託の活用などにより、学校の負担が増大することなく利用調整を行う仕組みを設けることなどが考えられる。

Q⑩ 休日の大会・コンクール等の引率や運営の多くを教師が担っている実態がある。これを改善するためにどのようにすればよいか。

A⑩ 市町村では、大会等の引率は部活動指導員や外部指導者、地域のボランティア等の協力を得るなどし、できるだけ教師が引率しない体制を整えていく必要がある。大会の運営業務については、主催者に対して人員確保を依頼する。

Q⑪ 指導者への報酬については各市町村で定めることになると思うが、県から参考例を示す予定はあるか。

A⑪ 指導者への報酬や地域クラブ活動の参加費は、地域の実情や実施方法によっても変わってくるので、県から参考例を示すことは考えていない。国から示されている部活動指導員等の謝金を参考に、各市町村で検討していただきたい。

Q⑫ 部活動の地域展開等に伴って、新たにどのような経費が必要になるか。また、それは誰が負担するのか。

A⑫ 指導者への報酬や学校に代わる活動場所の確保のための経費などが新たに必要になると考えられる。国は、受益者負担の観点から、保護者が負担することや地方自治体が減免措置等を講ずることが適切であるとしている。

Q⑬ スポーツ・文化芸術等に親しむ活動への参加費が、保護者にとってこれまでにはない負担となる可能性があるが、どのように対応すればよいか。

A⑬ 各市町村では、国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費や活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮している家庭に対して参加費を支援するなどの取組を進めることが考えられる。

なお、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要とされている。

Q⑭ 部活動の地域展開等のメリットとデメリットを、どのように保護者や地域住民に説明すればよいか。

A⑭ メリットは、①生徒にとって活動の選択肢が増える、②専門性の高い指導が受けられる、③学校における働き方改革が進み、学校教育の質が向上することなどが挙げられる。デメリットは、①家庭の負担増、②受入先となる地域団体等の負担増などである。

Q⑮ 休日と平日を分けない方が、あるいは、休日よりも平日の方が、スポーツ・文化芸術等に親しむ環境の整備や充実を進めやすい場合もあるが、今回は休日だけの地域展開でよいのか。

A⑮ 改革実行期間内に、原則、全ての休日部活動の地域展開の実現を目指し、平日については、関係者間で中長期的な視点に立って検討し、実情に応じて取り組んでいただければよい。

Q⑯ 吹奏楽部以外の文化部活動の地域展開について、県はどのように考えているか。

A⑯ 吹奏楽部以外の美術部、コンピュータ部、科学部、合唱部などの文化部活動については、先行して地域展開に取り組んでいる吹奏楽部での成果と地域の実情を踏まえ、順次、地域展開等の取組を進めていただきたい。

Q⑰ 県教育委員会における部活動の地域展開等を所管する部署はどこか。

A⑰ 運動部活動については保健体育課、文化部活動についてはあいちの学び推進課が所管する。